

高齢者のインフルエンザ 新型コロナウイルスワクチン接種について

今年4月より、新型コロナウイルスワクチン接種は、インフルエンザと同様、予防接種法に基づく定期予防接種となりました。接種は強制ではなく、本人の希望により実施されるものです。インフルエンザと新型コロナウイルスワクチンで接種助成期間や料金が異なるため下記をよくお読みになり接種を受けてください。

予防接種	高齢者インフルエンザ	新型コロナウイルスワクチン
対 象 者	・65歳以上の高齢者（接種日現在） ・60歳から65歳未満の方で心臓・腎臓もしくは呼吸器等の疾患で障害を有する方（身体障害者手帳1～2級程度）	
接種助成期間	令和6年10月1日～ 令和7年1月31日	令和6年10月1日～ 令和7年3月31日
自己負担額	1,000円 （生活保護の方は無料）	2,100円 （生活保護の方は無料）
実施場所	各医療機関 ※予約の有無については、各自、医療機関にご確認ください。	
持 参 物	接種料金・保険証等	
そ の 他	※予診票は、医療機関にあります。事前に記入したい場合は、保健センターにご連絡ください。 ※期間外の接種は、公費負担の対象となりません。 ※一部の医療機関では、接種料金の全額を支払う場合がありますので、医療機関にご確認ください。	

【接種を受ける時に注意を要する方】 ※主治医によくご確認ください。

- 1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患がある方
- 2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方、及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- 3) 過去にけいれんの既往のある方
- 4) 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- 5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方
- 6) 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症又は凝固障害で治療中の方
- 7) 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある方

【その他】

64歳以外の方で接種をする場合は任意接種となり、接種料金は自己負担となります。

コロナウイルスワクチン接種について

⇒各自、使用ワクチン、接種料金等について、医療機関にお問い合わせください。

インフルエンザ接種について

⇒各自、使用ワクチン、接種料金等について、医療機関にお問い合わせください。

お子さんに対する接種助成があります。詳細は、広報やホームページをご確認ください。

※敬老者に配布しました「花火の里振興券」が、角田内科医院でも使用可能となりました。インフルエンザ・コロナワクチン接種時に、自己負担金の一部としてご使用いただけます。有効期間は12月31日までですので、ご注意ください。

【お問い合わせ先 浅川町保健センター 電話0247-36-4722】